

令和8年度第1回岐阜県消費生活安定審議会 議事録
(岐阜県消費者教育推進地域協議会)

日時：令和8年8月27日（木）13：30～14：45
場所：オンライン

○出席委員名

大藪 千穂 (岐阜大学副学長 教育学部教授)
西脇 久美子 (養老町立笠郷小学校長)
大成 朋広 (岐阜新聞社生活文化部長兼NIE担当)
磯谷 太一 (岐阜県弁護士会消費者委員会委員長)
奥田 真之 (愛知産業大学経営学部教授)
澤田 敦 (中日新聞岐阜支社報道部長)
和田 摂子 (岐阜県立岐阜城北高等学校長)
熊倉 あけみ (岐阜県商工会女性部連合会副会長)
脇田 猛司 (岐阜県金融広報委員会委員)
小島 美紀 (多治見駅前商店街振興組合理事長)
水野 敬子 (岐阜市生活学校北ブロック会計)
多村 幸司 (岐阜県生活協同組合連合会専務理事)
熊田 あゆみ (長森南女性の会)
御子柴 慎 (消費者ネットワーク岐阜副代表)
朝倉 純子 (公募委員)
村橋 真喜子 (日本労働組合総連合会岐阜県連合会局員)

計 16 名

○議事

- (1) 令和7年度消費生活相談状況報告
- (2) 消費者施策実施状況報告（令和7年度実施状況、令和8年度重点施策）
- (3) 消費者教育専門委員会委員の指名

○会議録（概要）

事務局	(開会あいさつ)
会長	議事録署名人を指名。
事務局	議事（1）令和7年度消費生活相談状況報告 (資料に基づき説明)
会長	令和7年度消費生活相談状況報告について、ご意見をお願いします。
委員	インターネット販売以外の通販というのは、例えば何がありますか。
事務局	テレビショッピングなどがあります。

会長	ラジオや冊子もありますね。
委員	無料なので屋根の点検をしてもらおうと「壊れているから直しましょう」と言われて契約するケースがあります。昨年、このような典型的な点検商法と思われる事案があり、信頼できる事業者に見てもらったところ、屋根の針金が意図的に切られているなどの工作が見つかり、契約した箇所以外にも、追加工事につながるような細工がされていました。クリーニングオフの書面を送付したところ、その後、連絡はありませんでしたが、その会社をインターネットで見ると、好意的な口コミが入っており、被害に遭ったことを知らずに済ませている人が多く、相談をする人は氷山の一角で、被害は増えているのではないかと思います。
会長	点検商法は昔からありますが、最近は意図的に壊すようなこともあるということですね。
委員	平均既支払額の65歳以上の区分が、ここ5年で一番高い金額になっています。1回支払ってしまうとなかなかお金を取り戻せないのではないかと思います、原因は何でしょうか。
事務局	高齢者の方は、比較的金銭に余裕があり、若者に比べて簡単に支払いができてしまうことがあるのではないかと思います。
会長	お金を持っているということ、SNSやネットに起因したものが多く、それを見て支払ってしまうのがあるのではないかと思います。
委員	相談された方は、どのくらい納得されて、事例が完結しているのか、相談してある程度のことは解決できるのでしょうか。
事務局	ある程度は解決しますが、消費生活相談窓口だけでは解決せず、弁護士など他の機関や相談窓口を紹介して解決につなげていくこともあります。
会長	ありがとうございます。相談件数は分かりますが、納得した、解決できた、という数値はなかなかわからない部分がありますね。
委員	データの取り方について、警察が相談を受ける特殊詐欺やSNSを使ったロマンス詐欺といった相談が消費生活相談窓口に入ることがあると思いますが、その場合PIO-NETに登録されるのでしょうか。
事務局	特殊詐欺やロマンス詐欺もすべて相談として受け付け、PIO-NETに入力します。
委員	ありがとうございます。県警が発表している実際の被害金額はものすごい額になっているので、消費生活センターに相談にくるのは少ないかもしれませんね。
事務局	そうですね。数は少ないですが、相談はあります。

会長	ありがとうございます。県警の方では、よく1億円、2億円といった被害が報道されていますが、それはいわゆるお金をとられたという相談で、消費生活センターには商品サービスについての相談だと思います。 これは議事（2）に関係してくると思いますが、点検商法は20年位前からある一方で、今、被害に遭っている50代、60代は点検商法についてあまり知らず、新しいものとして感じているかもしれません。その辺りの広報の仕方も大事ではないかと思います。
委員	相談件数の推移について、県の相談窓口の相談件数は大幅に増加していますが、市町村の窓口はあまり増えていません。これについて県ではどのように分析されていますか。
事務局	そういった分析は行っておりませんでしたので、今後分析いたします。
会長	そうですね。市町村の相談窓口も増えていれば、まんべんなく相談ができているのいいと思いますが、県が増えているというのは市町村の役割にも関わりますのでお願いします。
事務局	議事（2）消費者施策実施状況報告（令和7年度実施状況、令和8年度重点施策）（資料に基づき報告）
会長	ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。 先ほどの議題になりますが、相談の傾向について、国や他県も同じなのか、岐阜県だけ特徴的なものがあるのかといった点も今後教えていただきたいと思います。
委員	教員向け研修の実施について、令和6年度から7年度にかけて減少していますがなぜでしょうか。 またYouTubeなどにあげられている資料は、非常にわかりやすく作られており、使いたいと思いますが、近隣の学校の先生方はご存じない方も多いです。また小学校では家庭科で消費者教育をしますが、いろいろな教育をしていく中でこのことに重きを置いて教育しようという方はなかなか少なく、その中でWeb版消費者教育副読本もあまり浸透していないと感じます。どうしたら周知できるかと思っていますところ です。
会長	ありがとうございます。まずは教員向け研修の数値が減少した件からお願いします。
事務局	教員向け研修の内訳として、県教育委員会が実施する分と、岐阜県金融広報委員会が学校から申し込みを受け実施する分があり、令和7年度は金融広報委員会への申し込み件数が減少したため、回数・人数が減っている状況になります。
会長	金融経済教育推進機構（J-FLEC）が設立されたことにより、これまで金融広報委員会がすべて担っていた教員研修の申込が分散したということかと思います。
委員	金融広報委員会では、県民の金融リテラシー向上と悪徳商法や金融トラブルの未然防止を目的として、出前講座の実施や啓発資材の活用など、予防教育に重点を置いた取組を行っており、金融経済教育推進機構（J-FLEC）とも連携しながら事業を進めているため、先ほどの数字になったのではないかと思います。 金融経済教育を通じて正しい金融知識と自分で判断する力を身につけるという観点よ

	り発言させていただくと、毎年開催している金融懇談会では「事業支援における職場内教育の重要性」と題して講演を行い、多くの参加金融機関の方々へ金融リテラシーの向上・金融にまつわる消費者トラブルの回避への理解が広まったのではないかと考えております。また、金融機関と連携し、小学校高学年を対象とした「キッズマネーアカデミー」を開催し、楽しみながら金融リテラシーを身に付けることがで、将来の金融トラブルの未然防止にもつながると考えており、今後もこうした取組を広げていきたいと考えております。
会長	ありがとうございます。次に周知について、消費者庁もたくさんの資料を作っていますし、岐阜県も消費者教育支援センターで教材がいいものだというので表彰を受けましたが、なかなかその周知がいかないところがあります。周知方法で工夫しているところはありますか。
事務局	周知の方法は課題だと思っており、模索しているところです。いい方法があれば教えていただければと思います。
委員	学校への周知について、校長会で周知していただき、校長から学校にというのが有効かと思います。
委員	会社として、啓発活動など協力できることはいくらでもあると思います。 質問ですが、トクリュウのような、若者が加害者側になるようなこともニュースになっています。そういったことに関する周知はされていますか。
事務局	トクリュウ等に特化した周知は今のところ行っていませんが、県内の大学に設置する、消費生活相談窓口の周知を目的とした啓発ポップの中に「インターネットの副業商法に気をつけよう」といった内容を含めています。
委員	周知について、イベントなどは地域面への掲載ができます。また、暮らし面では「消費生活188」ということで事例を掲載しており、読者の方に見ていただければ、先ほどの点検商法や、送り付け商法など具体例が載っていますので啓発になるのではないかと思います。 相談件数が増えているのは、被害が増えているからかと思いますが、何を重点的に実施すれば件数を抑えられるのか、事務局のお考えはありますか。
事務局	消費者ホットライン188（いやや）の認知度が徐々に高まってきたことも相談件数増加の背景にあると思いますが、手口の巧妙化、アプローチ方法の多様化も要因ではないかと感じています。 被害防止のためには、若者への消費者教育が重要であり、小学生、中学生、高校生、さらには大学生まで、それぞれの年代に応じた教材などを随時提供させていただきながら、そして学校の先生にも協力をいただき現場で直接お話いただくことが大事だと思います。子どもたちが、大人になるにつれ、正しい知識を持ちながら成長することで、被害防止につながるのではないかと思います。 また、高齢者についても地域での見守りが非常に重要なポイントになると思っておりますので、県では若者向けと、見守りネットワークの取組にも力を入れているところです。
委員	闇バイトや消費者トラブルが身近に迫っているという危機感を感じながら授業をしています。高校では家庭科教員が各校に必ず配置されており、以前から消費者教育をし

	ています。Web版消費者教育副読本も各学校で活用しており、非常に使いやすくありがたいと思っています。 一方で、いろいろなトラブルがありますので、講演会や授業など取り組んでいます、生徒が自分ごととして考えられるよう指導しないといけないと感じています。 また、本校では高齢者にパソコン教室をする際に、高校生から高齢者へ消費者トラブルに関する注意喚起を行う機会を設けています。そうすることで、高校生自身も自分ごととして考えるようになるのではないかと思います、日頃から指導していきたいと思っています。
委員	弁護士会としても出前講座を実施していますが、犯罪行為の話と、消費者被害の話を一つのコマでどのように伝えていくか、試行錯誤しながら取り組んでいます。 引き続き弁護士の方でも協力させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
委員	「まごのて通信」は、事例が紹介されていて読みやすいと思っています。私も高齢者の方とお会いする機会が多く、特に地域では独居の方が多いため、いろいろな問題があります。日頃から「お元気ですか」「何か困ったことがあったら言ってください」などの声かけを心がけおり、周囲の方々にもその重要性を伝えていく必要があると思っています。
会長	声かけは非常に重要だと思います。ありがとうございました。
委員	生協では、週1回の配達や夕食宅配などを行っており、その機会を活用して見守りや声かけを継続して行っています。何か困ったことがあった際に相談してもらえるような関係づくりをしています。 あわせて、毎週情報チラシを発行しているため、タイミングが合えば紹介することが可能です。
委員	消費生活カレンダーがとてもよいと思いますが、どちらで配布されていますか。
事務局	カレンダーは主に高齢者の方向けに作成し、市町村を通じた配布と、消費生活出前講座に参加いただいた方にもお配りしています。
委員	若者向けについて、PTA新聞への掲載とありますが、親世代にも講演会などで子どもの変化に気付くポイントなどを教えてもらえるとありがたいと思います。 集まりに参加される方々は、自治会などで詐欺対策などについてよく聞いているという話を伺いますが、そのような集まりに参加していない方々に情報を伝えるのが難しいと思っています。
委員代理	手を変え、品を変え、いろいろな犯罪ネットワークや消費者トラブルが起きていますので、特に被害の多い高齢者を中心に、見守りや地域でのフォローといった地道なことを一個一個やるしかないと思います。
事務局	議事（3）消費者教育支援専門委員会委員の指名 （資料に基づき報告）
会長	原案のとおり指名するということでよろしいでしょうか。

委員	(異議なし)
会長	原案のとおり指名します。 それでは、本日の議事は終了とします。事務局の方、進行をお願いします。
事務局	ありがとうございました。また、委員の皆様方には多数のご意見をいただきまして、ありがとうございました。 情報の共有の大切さについてもご意見をいただきましたが、皆様方にも今後ともご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。 次回開催は、令和9年の2月頃を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。